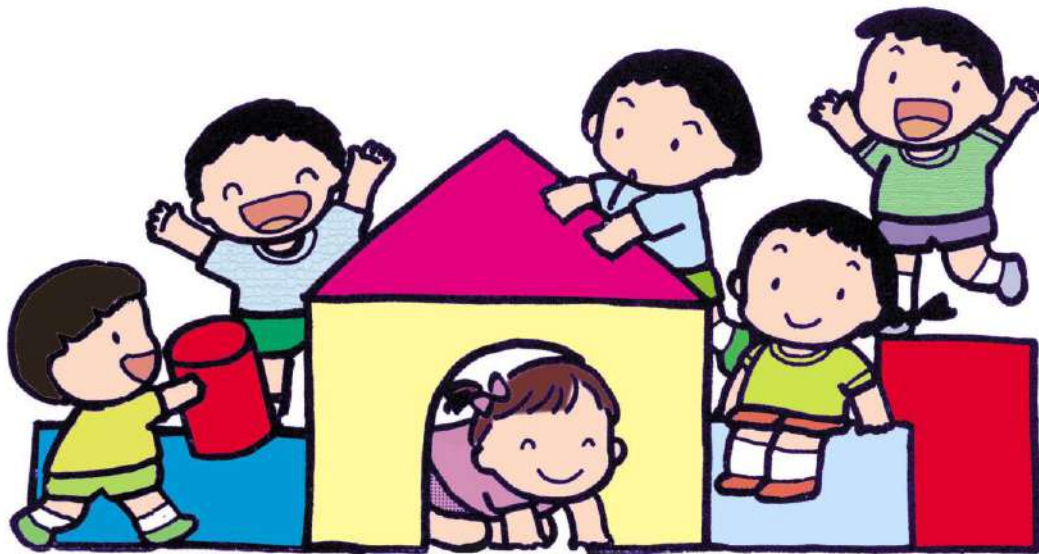


一時保育のごあんない

一時保育とは

保護者の方が、①就労形態等により家庭における保育が断続的に困難になる場合 ②傷病、出産など緊急・一時的に家庭で保育が困難になる場合 ③新たな気持ちで家庭保育に取り組むなど のときに、そのお子さんを一時的に指定された認定こども園や保育所でお預かりする制度です。

実施場所につきましては、別紙「一時保育事業実施施設一覧」を参照してください。



お問い合わせ

お住まいの区の社会福祉事務所（区役所保健福祉センター福祉部）民生子ども課 民生子ども係へお問い合わせください。

区名	直通電話	FAX
千種区	753-1841	751-3120
東区	934-1192	936-4303
北区	917-6519	917-6512
西区	523-4591	523-4630
中村区	453-5413	451-8324
中区	265-2317	241-6986
昭和区	735-3902	735-3909
瑞穂区	852-9393	852-9375

区名	直通電話	FAX
熱田区	683-9911	682-0346
中川区	363-4412	363-4302
港区	654-9712	651-1190
南区	823-9396	823-9426
守山区	796-4601	796-4627
緑区	625-3951	621-6858
名東区	778-3095	774-2781
天白区	807-3893	807-3829

名古屋市子ども青少年局保育部
(H31.4)

申込み資格

- (1) 名古屋市内に住所を有すること。(裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者への選任にかかる利用の場合は、愛知県内に住所を有すること。)
- (2) 利用する子どもが就学前の子どもであり、特定教育・保育施設等において保育の利用をしている2号認定子ども及び3号認定子どもでないこと。
- (3) 保護者が子どもを保育できない理由が「非定型」「緊急」「リフレッシュ」の要件のいずれかに該当すること。

●非定型保育

保護者の就労、職業訓練、就学等により、週3日を限度として断続的に家庭で保育が困難になる子どもをお預かりします。

※ 利用できる期間は最長で6ヶ月で、継続して利用を希望される場合は再申請できます。

※ 非定型保育の場合、幼稚園に在籍している子どもは、対象となりません。

●緊急保育

非定型保育の要件、保護者の傷病、災害・事故、出産、親族の看護・介護、冠婚葬祭・裁判員制度等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭で保育が困難になる子どもをお預かりします。

※ 利用できる期間は、原則日曜・祝日を含む連続した14日以内です。継続して利用を希望される場合は、1回に限り再申請できます。

●リフレッシュ保育

保護者の方の育児疲れの解消を図り、新たな気持ちで家庭保育に取り組んでいただくことを目的として、子どもをお預かりします。

※ 上記いずれの場合も、日曜・祝日は利用できません。

○公立保育所リフレッシュ預かり保育事業

公立保育所が毎日市内で10か所程度で、交代で実施している「リフレッシュ預かり保育事業」については、実施場所、利用時間や定員及び利用の手続きが異なりますので、詳細は別紙「公立保育所リフレッシュ預かり保育事業について」、または市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) をご覧ください。

リフレッシュ保育、公立保育所によるリフレッシュ預かり保育の利用できる期間は、合わせて1ヶ月に3日以内です。

利用時間・定員など

一時保育を利用できる保育時間は、午前8時から午後6時までのうち、必要な時間です。

一時保育を実施している施設の受入れ定員は、1か所1日あたり概ね6名までです。

※小規模保育事業所で実施する一時保育事業については、受入れ定員1か所1日あたり3名となります。

受入れ枠が限られていますので、利用定員等の状況により申し込みをされても希望の日に利用できない場合や利用日数が制限される場合があります。あらかじめご承知おきください。

「公立保育所リフレッシュ預かり保育事業」の利用時間は午前9時30分から午後3時30分までのうち必要な時間で、受入れ定員は1か所1日、概ね2名までです。

利 用 料

次の表の金額（日額）を利用する一時保育事業実施施設へ納入してください。

区 分	利 用 時 間		
	6 時間まで	8 時間まで	10 時間まで
①市町村民税が 所得割額 40,800 円 以上の世帯	1,200 円	1,600 円	2,000 円
②市町村民税が 均等割のみの世帯 及び 所得割額 40,800 円 未満の世帯	600 円	800 円	1,000 円
③生活保護世帯 及び 市町村民税非課税の世帯	0 円		

飲食物費として300円が別途かかります。

市町村民税額は、当該年度分（4月から8月まで（非定型保育については4月から9月）にあっては前年度分）です。

※ 裁判員制度にかかる利用で名古屋市外に住所を有する方の利用料については、課税状況に関わらず、6時間まで2,400円／8時間まで3,200円／10時間まで4,000円です。

※ ②か③の世帯の場合は、市町村民税額を証明する書類（市民税非課税証明または市民税申告書の写し、生活保護受給証明書等）をご用意ください。証明する書類の提示がない場合、①の世帯として利用料をご負担いただきます。

※ 長時間保育（午後6時を超える保育）を希望される場合は、別途費用をご負担願う場合があります。

利用の手続き

(1) 申込み

お住まいの区の社会福祉事務所（区役所保健福祉センター福祉部）民生子ども課民生子ども係で、「利用申請書」に必要事項を記入し、資格要件等を証明する書類（担当職員にお尋ねください）を添えて窓口に提出してください。「利用申請書」は、社会福祉事務所又は一時保育事業実施施設でお渡ししています。

なお、緊急保育、リフレッシュ保育の申込みの場合は、一時保育事業実施施設（別紙「一時保育実施施設一覧」を参照してください。）でも受け付けます。この場合、「健康保険証」と「母子健康手帳」をご持参ください。

また、公立保育所リフレッシュー時預かり保育事業については、実施する公立保育所に直接電話連絡の上、お申込みください。（各保育所の連絡先は別紙「公立保育所リフレッシュー時預かり保育事業」を参照してください。）

(2) 申込みの期限

原則として、利用開始希望日の1週間前までにお申込みください。

ただし、利用要件によっては、一時保育事業実施施設ごとに受付の方法が異なる場合がありますので、必ず事前に一時保育事業実施施設へお問い合わせください。

(3) 結果の通知

利用の資格と、希望される施設の受入れの可否を確認して、お住まいの区の社会福祉事務所から連絡、通知いたします。

なお、利用人員等の事情により、申込みされても利用できないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

利用にあたっての注意事項

(1) 送り迎えは、保護者の方が責任を持って行ってください。

(2) 利用承認期間中であっても、利用対象の要件に該当しなくなった場合等、利用の決定を取消させていただきます。

